

# 愛媛大学学術支援センター（城北地区）放射線障害予防規程

〔平成27年4月1日  
規則第 36号〕

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び関連法令に基づき、愛媛大学学術支援センター（城北地区）（以下「センター（城北地区）」という。）における放射性同位元素又は放射性汚染物等（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この規程は、センター（城北地区）の放射線施設を利用するすべての者に適用する。

### （定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線施設 法施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (2) 放射線作業 放射性同位元素等の取扱い、管理及びこれに付随する業務をいう。
- (3) 放射線業務従事者 放射線作業に従事するため、第15条の規定により登録された者をいう。
- (4) 組織代表者 愛媛大学の学長であり、放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。
- (5) 担当部局長 愛媛大学学術支援センターの長であり、センター（城北地区）施設長等の具申により、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を組織代表者に具申する。
- (6) 施設長 愛媛大学学術支援センター応用タンパク質研究支援部門長であり、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

### （他の規則等との関連）

第4条 放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 愛媛大学放射性同位元素安全管理規程
- (2) 愛媛大学放射性同位元素安全管理委員会規程
- (3) 国立大学法人愛媛大学固定資産管理規程
- (4) 愛媛大学災害対策規程
- (5) 愛媛大学報道対応マニュアル

### （細則等の制定）

第5条 施設長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる必要

な細則、内規、マニュアル等を定めるものとする。

- (1) 放射性同位元素実験室内規
- (2) 放射性有機廃液焼却装置運転マニュアル
- (3) 自主点検実施要項
- (4) 危険時の連絡網
- (5) 保守管理要項
- (6) その他

(遵守等の義務)

第6条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、この規程を遵守し、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

- 2 施設長は、主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 施設長は、第10条に定める安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(組織)

第7条 センター（城北地区）における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

(全学安全管理委員会)

第8条 愛媛大学放射性同位元素安全管理委員会（以下「全学安全管理委員会」という。）は、放射性同位元素等及びこれらを使用する研究並びに放射性同位元素等による障害防止に関する事項を検討することを目的として、愛媛大学放射性同位元素安全管理委員会規程に定める職務を行うとともに、学内の放射線施設等における主任者間の連絡調整を行う。

(施設長)

第9条 施設長は、センター（城北地区）内に設置された放射線施設の放射線障害の防止に関し、統括する。

- 2 施設長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 施設長は、放射線施設の安全管理上必要な措置を講ずる。

(安全委員会)

第10条 センター（城北地区）に、愛媛大学学術支援センター（城北地区）放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、放射線障害の防止に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線障害予防規程等の制定及び改廃
- (2) 放射線施設の新設及び廃止に係る原子力規制委員会への承認申請
- (3) 危険時、重大事故等の善後策
- (4) その他放射線障害の防止に関する重要な事項

3 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設長

- (2) 主任者
  - (3) 放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）
  - (4) 放射線施設管理責任者（以下「施設管理責任者」という。）
  - (5) センター（城北地区）を使用する各学部等の教員 若干人
  - (6) 研究・产学連携支援部先端研究推進課長
  - (7) その他安全委員会が必要と認めた者
- 4 前項第5号及び第7号の委員は、施設長が指名するものとし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 安全委員会に委員長を置き、施設長をもって充てる。
- 6 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 8 安全委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 9 委員がやむを得ない理由により出席出来ない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 10 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 11 委員会の事務は、研究・产学連携支援部先端研究推進課において処理する。
- 12 安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が別に定める。
- （主任者）
- 第11条 放射線施設に、放射線障害発生の防止について、統括的な監督を行わせるため、法に規定する主任者を1人以上置くものとする。
- 2 主任者は、センター（城北地区）における放射線障害の防止について指導監督を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 規程の制定及び改廃への参画
  - (2) 放射線障害の防止に関する対策の立案及び調整
  - (3) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に係る管理状況の監査
  - (4) 関係者への指導・助言、勧告及び指示
  - (5) 関係法令及びこの規程の実施の確保
  - (6) 原子力規制委員会による立入検査等の立会い
  - (7) 施設長及び担当部局長に対する意見の具申
  - (8) 安全委員会の開催要求
  - (9) 事故発生時及び危険時の対応、措置等に関する対策への参画
  - (10) 関係法令等に基づく申請、届出等の原案の作成
  - (11) その他放射線障害の防止に関する必要事項
- 3 主任者が旅行、疾病その他の事故等により職務を行うことができない場合は、その期間中職務を代行させるため、法の定めるところにより、職員のうちから、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を主任者の代理者（以下「代理者」という。）として選任しなければならない。
- 4 施設長は、主任者の資格を有する者のうちから、主任者及び代理者を推薦し、組織代

表者が任命する。また、解任する場合は、施設長の解任理由に基づき、組織代表者が解任する。

- 5 施設長は、30日以上、主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に「代理者」の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
- 6 主任者は、放射線業務従事者が関係法令、予防規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該放射線業務従事者の放射線取扱等業務を制限し、又は許可を取り消すことを施設長に勧告することができる。
- 7 施設長は、選任されている主任者に対して法で定められた次の各号に掲げる期間毎に定期講習を受講させなければならない。
  - (1) 主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）
  - (2) 主任者選任後、定期講習を受講したものにあっては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内  
(安全管理責任者)

第12条 センター（城北地区）の放射線施設又は管理区域に、安全管理責任者を置く。

- 2 安全管理責任者は、施設長が本学の職員のうちから任命する。
- 3 安全管理責任者は、担当する放射線施設又は管理区域において、放射線障害の防止のために次の各号に掲げる職務を行うとともに、主任者が放射線障害防止のために行う指示等の遵守を管理区域に立ち入る者に対して徹底させなければならない。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性同位元素等による汚染の管理
  - (2) 放射線施設又は管理区域等における放射線の量及び表面汚染密度の測定の管理
  - (3) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
  - (4) 放射線業務従事者等に対する教育及び訓練の管理
  - (5) 放射線業務従事者等に対する健康診断の管理
  - (6) 前各号に関する記帳・記録の管理
  - (7) その他必要な事項に関する業務
- 4 前項の業務について結果を総括し、主任者及び施設長に報告しなければならない。
- 5 第3項の業務及びこれらに係る改善措置は、必要に応じ、外部業者に請け負わせることができる。

（焼却炉安全管理責任者）

第13条 施設長は、センター（城北地区）に焼却炉安全管理責任者を置く。

- 2 焼却炉安全管理責任者は、第25条第2項に定める焼却炉に関する業務を管理する。
- 3 焼却炉安全管理責任者は、施設長が本学の職員のうちから指名する。

（施設管理責任者）

第14条 施設長は、センター（城北地区）の放射線施設に施設管理責任者を置く。

- 2 施設管理責任者は、施設長が本学の職員のうちから指名する。
- 3 施設管理責任者は、主任者との連携を密にし、センター（城北地区）の放射線施設の維持管理のために、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 施設の保守管理及び設備の運転・保守管理

- (2) 純排気設備、純排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- (3) 作業環境の保全
- (4) 排水設備の運転
- (5) 排氣設備の運転
- (6) 空調設備の運転
- (7) 危険物の保守管理
- (8) その他施設・設備の維持及び管理に必要な業務

(放射線業務従事者の登録等)

第15条 センター（城北地区）において放射線作業に従事しようとする者は、施設長に申請し、放射線業務従事者として登録されなければならない。

- 2 前項の申請は、放射線作業に従事しようとする者が学外者又は本学学生の場合は、それぞれ関係教員又は指導教員を経由して行わなければならない。
- 3 施設長は、第1項の申請があった者に対し、第29条に規定する教育及び訓練並びに第30条に規定する健康診断を受けさせ、その結果を照査の上、主任者の同意を得て、放射線業務従事者として登録するものとする。
- 4 放射線業務従事者としての登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。
- 5 施設長は、放射線業務従事者が主任者等の指示又はこの規程に従わない場合は、その登録を抹消することができる。

### 第3章 放射線施設の維持及び管理

(管理区域)

第16条 施設長は、放射線障害防止のため、法施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域の境界には、柵又は第三者が立ち入らないようにするための施設を設け、かつ、法に定める標識を付けるとともに、管理区域の入口等の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 3 安全管理責任者は、次の各号に掲げる者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 放射線業務従事者として登録された者
  - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第17条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立入り及び退出、取扱等を記録すること。
- (3) 放射線測定器を所定の位置に装着すること。
- (4) 管理区域に不必要的物品を持ち込まないこと。
- (5) 管理区域内において、飲食、喫煙等を行わないこと。
- (6) 放射線業務従事者は、管理区域内においては、主任者及び安全管理責任者が放射線障害防止のために行う指示に従うこと。
- (7) 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防

止するため又は施設の保安のために行う指示に従うこと。

- (8) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
- (9) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理担当者に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。なお、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。

(施設等の点検)

第18条 安全管理責任者及び施設管理責任者は、放射性同位元素実験室内規及び自主点検実施要領に従い、放射線施設等について定期的に点検を行わなければならない。

- 2 施設管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、主任者を経由して施設長に報告しなければならない。
- 3 施設長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、担当部局長を経由して組織代表者に報告しなければならない。

(修理、改造等)

第19条 施設管理責任者は、所管する設備、機器等について修理、改造、除染等を行う場合は、その実施計画書を作成し、主任者及び施設長の承認を得なければならない。ただし、保安上特に影響が軽微なものについては、この限りでない。

- 2 施設長は、前項の規定により承認を行おうとするときは、必要に応じ、その安全性、安全対策等について、安全委員会に諮問するものとする。
- 3 施設管理責任者は、第1項に規定する修理、改造、除染等を完了したときは、その結果について、主任者を経由して施設長に報告しなければならない。

## 第4章 使用

(放射性同位元素等の使用計画の作成)

第20条 放射線業務従事者は、密封されていない放射性同位元素等（以下「非密封放射性同位元素等」という。）を使用する場合は、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、主任者及び安全管理責任者の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、複数の放射線業務従事者が使用するときは、使用責任者を定め、使用責任者が計画書を作成するものとする。

(非密封放射性同位元素の使用)

第21条 非密封放射性同位元素を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守し、使用しなければならない。この場合において、各放射線施設において、原子力規制委員会の承認を得ている年間使用数量、3月間使用数量及び1日最大使用数量を超えて放射性同位元素を使用してはならない。

- (1) 使用する場合は、承認された核種、使用数量を定められた作業室において使用すること。
- (2) 給排気設備が正常に作動していることを確認すること。

- (3) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用して管理区域の外へ出ないこと。
- (4) 放射線作業は、原則として2人以上で行うこと。特に、取扱いが未熟な放射線業務従事者は、絶対に単独で作業しないこと。
- (5) 使用中は、作業室入口に使用中であることを明示すること。
- (6) 人体が放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。
- (7) 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
- (8) 遠隔操作装置、かん子等を用いることにより線源との間に十分な距離を設けること。
- (9) 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 放射線作業中は、手、作業衣等の汚染の有無を検査し、汚染があったときは、除去すること。
- (11) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (12) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があったときは、除去すること。この場合において、汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (13) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
- (14) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、管理区域から持ち出さないこと。
- (15) 使用中にその場を離れる場合は、使用場所等に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、放射線障害の防止に必要な注意事項を明示するなどの事故発生の防止措置を講じること。

## 第5章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

### (受入れ及び払出し)

第22条 安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、次の各号に掲げる放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

- (1) 購入等による放射性同位元素等の受入れ
- (2) 他事業所からの譲渡による放射性同位元素等の受入れ
- (3) 他事業所への譲渡による放射性同位元素等の払出し  
(保管)

第23条 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を保管する場合は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項に従い保管しなければならない。この場合において、原子力規制委員会の承認を得ている貯蔵施設及び貯蔵箱の貯蔵能力を超えて放射性同位元素等を貯蔵してはならない。

- (1) 放射性同位元素等は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室及び保管箱に貯蔵すること。
- (2) 非密封放射性同位元素を保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収剤、受皿を使用する等、貯蔵室内の汚染の拡大を防止する措置を講じること。

(3) 放射性同位元素等をみだりに持ち運ぶことができないようにするため、施錠等の措置を講じること。

(4) 貯蔵施設等の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を明示するなどの事故発生の防止措置を講じること。

2 放射線業務従事者又は使用責任者は、放射性同位元素等を保管したときは、保管状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

(運搬)

第24条 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を管理区域外で運搬する場合（学外における運搬を含む。）は、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ主任者及び安全管理責任者の承認を得て、その指示に従わなければならない。

(1) 関係法令等に基づき、危険物との混載禁止、転倒、転落の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置

(2) 放射性同位元素等を収納した容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生じるおそれのないような措置

2 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を封入した容器及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具の表面及び表面から1メートル離れた位置における線量当量率が、それぞれ次の各号に定める1センチメートル線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにしなければならない。

(1) 運搬物の表面における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下

(2) 運搬物の表面から1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下

(3) 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下

(4) 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下

(5) コンテナの表面における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下

(6) コンテナの表面1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下

3 放射線業務従事者は、第1項の運搬を完了したときは、運搬状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

4 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、危険物との混載禁止、転倒、転落の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第25条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性別に区分し、核種別、物理的・化学的性状別等に区分の上、必要事項を記入して、それぞれ漏液防止措置をほどこした専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。

- (2) 液体状の放射性廃棄物は、高濃度廃液（原液、第一次・第二次洗浄液等）及び低濃度廃液（第三次洗浄液等）に分類し、高濃度廃液は、核種別、物理的・化学的性状別等に区分の上、必要事項を記入して、それぞれ漏液防止措置をほどこした専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。また、低濃度廃液は、排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排気すること。
- (4) 汚染された生物体等は、所定の基準に従い、ミイラ化して廃棄物容器に収納し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- (5) 放射性有機廃液は、焼却炉により焼却する又は専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、放射性有機廃液焼却装置運転マニュアルに従い、行わなければならない。
- 3 放射性同位元素等の廃棄は、第1項第2号及び第3号並びに前項の規定により排水、排気及び焼却したものを除き、廃棄業者に引き渡すことによって行わなければならない。
- 4 放射線業務従事者又は使用責任者は、第1項の規定により放射性同位元素等を廃棄したときは、廃棄状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

## 第6章 測定

### (放射線測定器等の保守)

第26条 施設長は、安全管理に係る放射線測定器等について、測定の信頼性を確保するため、点検及び校正を保守管理要項に従い定期的に行い、常に正常な機能を維持するよう保守しなければならない。

### (放射線障害のおそれのある場所の測定)

第27条 安全管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、保守管理要項に従い測定の信頼性を確保した放射線測定器により、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について、放射線測定器を利用して行わなければならない。
- 3 第1項に規定する測定は、次の表の左欄に掲げる項目に応じて、右欄に掲げる場所ごとに最も適した箇所において行わなければならない。

項目	場所
放射線の量の測定	ア 使用施設 イ 貯蔵施設 ウ 廃棄施設 エ 管理区域の境界 オ 放射線施設がある地区の大学の境界 カ 大学内において人が居住する区域

放射性同位元素による汚染の状況の測定	ア RI実験室 イ 廃棄作業室 ウ 汚染検査室 エ RI貯蔵室 オ 暗室 カ 廃棄物保管庫 キ 排気設備の排気口 ク 排水設備の排水口 ケ 管理区域の境界
--------------------	---

4 測定の実施時期は、取扱開始前に1回行い、取扱開始後には1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。ただし、排水口における測定は排水の都度行わなければならない。

5 施設長は、次の各号に掲げる項目について測定結果を安全管理責任者に記録させ、主任者による確認を経て、5年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容  
(個人被ばく線量の測定)

第28条 安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対し、次の各号に定めるところにより、保守管理要項に従い測定の信頼性を確保した放射線測定器により、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、外部被ばくによる線量の測定は、ISO/IEC17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託することができる。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 外部被ばくによる線量の測定は、次のとおりとすること。
  - ア 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。  
ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがある場合に行うこと。
  - イ 胸部（女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。以下同じ。）にあっては腹部）について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定すること。
  - ウ イに規定するもののほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、イによる測定に加え、当該部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については、1センチメートル線量当量）を測定すること。
  - エ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、イ又はウによる測定に加え、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りではない。

オ 眼の水晶体の等価線量の測定は、イからエまでの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

(3) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って摂取した者についてはその都度、摂取するおそれのある場所に立ち入る者については3月を超えない期間ごとに1回（申し出等により妊娠の判明した女子にあっては1月を超えない期間ごとに1回）行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

3 安全管理責任者は、前2項の測定の結果について、外部被ばくの測定の場合は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（申し出等により妊娠の判明した女子にあっては毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の期間ごとに集計しその都度、内部被ばくの測定の場合は測定の都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 測定日時（外部被ばくの測定の場合を除く。）
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定部位及び測定結果（測定部位については、内部被ばくの測定の場合を除く。）

4 安全管理責任者は、前項に規定する測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（申し出等により妊娠の判明した女子にあっては毎月1日を始期とする1月間）並びに4月1日を始期とする1年間の期間ごとに算定し、その都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

5 前2項の記録は、主任者の確認を受けた上、施設長が永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付しなければならない。

## 第7章 教育及び訓練

### (教育及び訓練)

第29条 施設長は、次の各号に掲げる者（登録申請中の者を含む。）に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の防止に必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- (1) 放射線業務従事者で管理区域に立ち入る者

(2) 放射線業務従事者で管理区域に立ち入らない者

(3) 放射線業務従事者以外の者で主任者が一時立入者として認めた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者に対する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 初めて管理区域に立ち入る前又は放射線作業を開始する前にあっては、次の表の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の時間数の当該各欄に掲げる時間数以上実施すること。

項目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱い	1時間以上
放射線障害防止に関する法令及び放射線障害予防規程	30分以上
その他放射線障害防止に関し必要な事項	必要時間数

(2) 管理区域に立ち入った後及び放射線作業を開始した後にあっては、登録後、前回の受講日に属する年度の翌年度の開始日から1年以内に、前号の表に掲げる項目について実施すること。

3 前項の規定にかかわらず、前項第1号の表に掲げる項目に関して十分な知識及び技能を有していると主任者が認める者に対しては、教育及び訓練の全部又は一部を省略することができる。

4 第1項第3号に掲げる者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について実施するものとする。

5 施設長は、外部機関にて受講した教育及び訓練と同様の研修等を教育及び訓練の一部として認めることができる。

## 第8章 健康診断

### (健康診断)

第30条 施設長は、放射線業務従事者（登録申請中の者を含む。）に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとすること。

ア 放射線業務従事者として登録（更新登録を除く。）する前又は初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあっては、1年を超えない定期の期間ごと。

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とすること。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、次のアからウの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあっては、ア及びイの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に限る。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

2 施設長は、前項第1号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を実施しなければならない。

(1) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合

(2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

(3) 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合

3 施設長は、次の各号に掲げる項目について、健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、施設長が永久に保存するとともに、実施の都度記録の写を対象者に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第31条 施設長は、放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者及び医師と協議し、その程度に応じて、管理区域への立入り時間短縮、立ち入りの禁止等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

2 施設長は、センター（城北地区）内において、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断、保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第32条 施設長は、使用、保管、運搬、廃棄、放射線施設等の点検、教育及び訓練、受入れ及び払出し並びに測定の信頼性の確保に係る記録を行うための帳簿を備え、次の各号に掲げる項目について、安全管理責任者に記帳させなければならない。

(1) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名

(2) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

(3) 運搬

ア 管理区域外（学外を含む。）における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法

イ 荷受人又は荷送人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ウ 運搬物の表面、車両の表面、運搬する機械又は器具及びコンテナの表面における線量当量率

(4) 廃棄

ア 放射性同位元素等の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(5) 放射線施設等の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(6) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間数

イ 教育及び訓練を受講した者の氏名並びに第29条第3項の規定により教育及び訓練を省略した者の氏名

(7) 受入れ及び払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日、その相手方の氏名又は名称、使用目的、使用方法及び使用場所

ウ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

エ 貯蔵する放射性同位元素が許可又は届出の範囲内であること

(8) 測定の信頼性の確保

ア 点検又は校正の年月日

イ 放射線測定器の種類及び型式

ウ 方法

エ 結果及びこれに伴う措置の内容

オ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、その名称）

2 施設長は、前項に規定する帳簿を毎年3月31日又は施設の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、5年間保存しなければならない。

## 第10章 災害時及び危険時の措置

### (危険時の措置)

第33条 放射性同位元素等に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、その発見者は、主

任者に連絡し指示を受けるとともに、直ちに関係機関への通報、避難警告等災害の拡大防止に努めなければならない。

- 2 主任者は、前項の連絡を受けたときは、直ちにその旨を施設長に報告するとともに、必要な応急の措置を講じなければならない。
- 3 施設長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、組織代表者を経由して、遅滞なく原子力規制委員会及び関係機関の長に届け出なければならない。

(地震等の災害時における措置)

第34条 地震、火災等の災害が起こった場合には、主任者が第5条第1号の放射線同位元素実験室内規及び同条第3号の自主点検実施要領に従い、災害時に必要な項目について速やかに点検を行い、その結果を、施設長を経由して組織代表者に報告しなければならない。

(事故等の措置)

第35条 安全管理責任者又は放射線業務従事者等は、次の各号に掲げる事態が生じた場合は、主任者に連絡しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
  - (2) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合
  - (3) 放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくが発生した場合
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 2 主任者は、前項の連絡を受けたときは、直ちにその旨を施設長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 施設長は、前項の報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を直ちに組織代表者を経由して、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会及び関係機関の長に報告しなければならない。また、第1項第1号に規定する事態が生じた場合は、遅滞なく警察署に届け出なければならない。

## 第11章 情報提供

(情報提供)

第36条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、担当部局長は組織代表者に報告した上で、愛媛大学本部を通じて報道対応マニュアルに基づき、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せに対応する。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関する外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
  - (2) 汚染状況等による事業所外への影響
  - (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
  - (4) 応急措置の内容
  - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

- 3 施設長は情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、担当部局長に報告することとする。

第12章 報告等

(報告等)

第37条 施設長は、関係法令に基づく申請、届出若しくは報告等の事由が生じた場合、組織代表者を経由して、遅滞なく原子力規制委員会その他の関係省庁等の長に申請、届出又は報告等を行わなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、施設長は、法に基づく毎年度の放射線管理状況報告書を当該年度の翌年度の6月末日までに組織代表者を経由し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第13章 雜則

(事務)

第38条 センター（城北地区）の放射線施設に関する事務は、研究・产学連携支援部先端研究推進課において処理する。

(雑則)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、施設長が定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 愛媛大学応用タンパク質研究施設放射性同位元素実験室放射線障害予防規程（平成26年規則第166号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別図（第7条関係）

愛媛大学学術支援センター（城北地区）の放射線障害の防止に関する組織図

